

葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 23 日

葛飾区長

葛飾区条例第47号

葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年葛飾区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、「する情報」を「する公文書」に改め、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 27 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項の改正規定（「。以下「情報公開条例」という。」を削る部分に限る。）並びに同条第10項、第12条第 5 項、第17条第 1 項及び第 2 項、第18条第 1 項及び第 2 項、第27条第 2 項、第31条第 2 項、第32条第 3 項、第38条第 1 項及び第 2 項、第39条第 3 項、第47条並びに第48条の改正規定は、公布の日から施行する。